改正後	改正前
一　施行規則第三十三条第六号(5)の総務大臣が別に告示する無線局は、次のとおりとする。 ［1～6　略］ 7　陸上移動局（設備規則第四十九条の三十四に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものに限る。）	一　［同上］ ［1～6　同上］ ［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

○総務省告示第二百八十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十三条第一項の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百五号（簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十一日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［削る］	六　九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局

周波数	空中線電力
㈠　占有周波数帯幅が二〇〇kHz以下のもの 中心周波数が、九二〇・六MHz以上九二三・四MHz以下の周波数であって、九二〇・六MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの	〇・二五ワット
㈡　占有周波数帯幅が二〇〇kHzを超え四〇〇kHz以下のもの 中心周波数が、九二〇・七MHz以上九二三・三MHz以下の周波数であって、九二〇・七MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの	
㈢　占有周波数帯幅が四〇〇kHzを超え六〇〇kHz以下のもの 中心周波数が、九二〇・八MHz以上九二三・二MHz以下の周波数であって、九二〇・八MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの	
㈣　占有周波数帯幅が六〇〇kHzを超え八〇〇kHz以下のもの 中心周波数が、九二〇・九MHz以上九二三・一MHz以下の周波数であって、九二〇・九MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの	